

新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰等の影響による

一般貨物自動車運送事業者向け

総社市貨物運送事業継続支援金

よくあるご質問

(令和4年10月1日版)

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課

TEL : 0866-92-8276 FAX : 0866-92-8386

1. 対象者の要件について

Q 1-1	令和4年4月2日以降に開業した場合は対象になりますか？
A 1-1	対象となりません。

Q 1-2	本店とは？
A 1-2	法人登記に記載されている事項を指します。

Q 1-3	主たる営業所が市内にあれば申請することは可能ですか？
A 1-3	申請することは可能です。 要件を満たすための必要書類を添付してもらうことになります。

Q 1-4	主たる営業所が市内にある場合の必要書類はどういったものですか？
A 1-4	法人の各営業所の売上台帳の写し、所属する従業員数、車両台数等が分かる書類を提出していただくことになります。

Q 1-5	法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか？
A 1-5	営業所が市内にない場合は対象外です。

Q 1-6	個人事業主で、総社市外に居住しており、総社市内に事業所がある場合は対象となりますか？
A 1-6	総社市外にお住まいの方（総社市に住民票がない方）は対象となりません。 したがって、申請時の住民票所在地が、市内であることが必要となります。

Q 1-7	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、総社市内にそれぞれの法人の事業所がある場合はそれぞれの法人分で申請できますか？
A 1-7	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q 1-8	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請は可能ですか？
A 1-8	代表者が同一であっても法人・個人事業主としては別なので、それぞれで申請できます。

Q 1-9	個人事業主で、複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？
A 1-9	1 事業者あたり 1 回までの申請となります。

2. 支援金の支給対象要件について（車両要件）

Q 2-1	車両台数の基準日はいつになりますか？
A 2-1	申請日時点となります。 ※添付書類となる自動車検査証の写しなどで判断することとなります。

Q 2-2	大型自動車と中型自動車を対象となる基準はなにか？
A 2-2	車両総重量が大型の場合は11t以上、中型の場合は5t以上11t未満となります。

Q 2-3	牽引車と被牽引車は対象となりますか？
A 2-3	牽引車（トラクタ）は対象となりますが、被牽引車（トレーラー）は対象外となります。

Q 2-4	車両の所有者がリース会社でも対象となりますか？
A 2-4	リース契約による使用車両で、車検証の所有者がリース会社で使用者が申請事業者の場合は対象となります。

3. 申請・申請書類について

Q 3-1	申請書提出期間はいつからいつまでですか？
A 3-1	令和4年10月11日（火）から令和4年12月28日（水）までで、郵送の場合は、当日必着です。

Q 3-2	申請すれば誰でももらえますか？
A 3-2	対象者や支給の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、支給決定されれば支給されます。

Q 3-3	申請に必要な添付書類はどんなものがあるのか？
A 3-3	基本は次のとおりです。状況が異なる場合など、別途必要となる書類があります。 (1) 申請書（様式第1号） (2) 支給対象車両一覧（様式第2号） (3) 一般貨物自動車運送事業許可書の写し又は証明書 (4) 法人登記簿又は市内に主たる営業所があることが分かる書類 (5) 事業計画の写し又は市内営業所の所在が分かる書類 (6) 運輸開始届出書の写し (7) 対象となる車両全ての自動車検査証の写し (8) 申請者名義の振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳1・2ページ目） ※ネットバンクの場合は画面のコピー (9) 個人事業主の場合は、身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード）

Q 3-4	申請書はどこで入手できますか？
A 3-4	総社市のホームページよりダウンロードできます。「総社市貨物運送事業継続支援金」で検索してください。 また、次の窓口でも配布しています。 ・総社市役所 企業誘致商工振興課（〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号） 受付日時：平日8時30分から17時15分まで

Q 3-5	申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？
A 3-5	同一名義のみとなります。

Q 3-6	現金支払いはできますか？
A 3-6	迅速にお支払いするため、「口座振込」のみとなります。

Q 3-7	ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。
A 3-7	通帳2ページ目の下段に記載されています。もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行_記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。

Q 3-8	「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか。
A 3-8	押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q 3-9	振込先が当座預金口座のため、通帳がない場合は添付書類として何を提出すればいいですか？
A 3-9	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

4. 支援金について

Q 4-1	申請から振込までに要する期間は？
A 4-1	金融機関営業日で 3 週間程度を予定しています。ただし、受付期間当初は申請件数により時間がかかる場合があります。また、申請書類に不備があるなど審査内容によっては時間がかかります。

Q 4-2	国・県・他市町村の支援金との併給はできますか？
A 4-2	本市以外の事業に伴う支援金については、各自治体等へご確認ください。 本支援金は総社市独自の支援金ですので、重複して支援を受けることができます。

Q 4-3	国・県・他市町村の補助金との併給はできますか？
A 4-3	本支援金は、補助金との併用は可能です。 本市以外の事業に伴う補助金については、各自治体等へご確認ください。

Q 4-4	事業継続のためなら、支援金の用途は問いませんか？
A 4-4	不問です。

Q 4-5	後日、支援金の用途について市に報告が必要ですか？
A 4-5	実績報告は義務付けていませんが、後日、アンケート等のご協力をお願いする場合があります。

Q 4-6	支援金は、課税の対象になりますか？
A 4-6	税務上、益金（個人事業主の場合は「総収入金額」）に算入されるため、課税の対象となります。